

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年4月
② 昭和49年6月から53年11月まで
③ 昭和61年4月から平成元年3月まで
④ 平成10年4月
⑤ 平成10年7月
⑥ 平成12年4月から同年7月まで

申立期間①及び②については、昭和45年※月に結婚し、55年6月までA市に住んでいたが、生活が苦しかったころである。妻の私が市役所から送られてきた免除申請書に記入し返送していたので、申立期間①及び②について免除申請を行っていたと思う。

申立期間③については、昭和60年5月にB市に住所を移したが、夫は正業に就いていない上、借金があり苦しい時だったので、4年間ほど夫が免除申請申請を行っていた。社会保険庁の記録によると、免除期間は60年7月から61年3月までの期間のみとなっているが、申立期間③が免除期間とされていないのはおかしい。

申立期間④、⑤及び⑥については、平成12年6月ごろ、社会保険事務所の職員が来宅し、「今までに未納期間があるので、未納分を納付しないと年金がもらえない。」と説明されたので、以降は順次納付した。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人の妻が国民年金保険料の免除申請手

続を行ったことを示す関連資料は無い。

また、申立人が申立期間①及び②当時居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和49年4月1日に被保険者資格を喪失しているが、その後再加入した形跡は無い上、申立期間①及び②について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無く、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間となっていることから、国民年金保険料の免除申請手続を行うことができない。

さらに、申立人の妻に聴取したところ、申立期間①及び②については、市から送付されてきた免除申請書により免除申請手続を行ったとしているが、申立人の妻は市に対して免除申請書を請求した記憶は無いとしている上、市に確認したところ、免除申請書は被保険者から請求が無い限り郵送することは無かったとしていることから、申立内容に不合理な点がみられる。

加えて、申立期間①及び②について、国民年金保険料の免除申請を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間④、⑤及び⑥について、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無い上、申立人及びその妻共に、申立期間④、⑤及び⑥以外においても長期間の未納があることから、納付意識が高かったとは言えない状況がうかがわれる。

また、申立人の妻に聴取したところ、申立期間④、⑤及び⑥については、平成12年6月ごろに、社会保険事務所の職員から未納期間の納付勧奨を受けたため納付し始めたとしているが、当該職員が来訪したとしている同年6月の時点では、申立期間④は時効により国民年金保険料を納付できない。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、申立期間④直後の平成10年5月及び同年6月の保険料については、社会保険事務所の職員が来訪したとしている12年6月に過年度納付しているが、申立期間⑤直後の10年8月の保険料については時効直前の12年9月に過年度納付していることから、その時点では、申立期間⑤については時効により納付できなかったとも考えられる。加えて、申立期間⑥直後の12年8月以降の保険料については、その納付日等から判断すると、金融機関の口座からの引き落としにより現年度納付されたものと推認できるところ、口座からの引き落としによる納付は、その手続を行った時点以降の保険料から適用されるため、申立期間⑥の保険料が遡及して引き落とされることは無いことや、社会保険事務所の職員による納付勧奨は過年度納付に係るものであるため平成11年度以前の保険料の納付勧奨であったと考えられること等を勘案すると、申立期間⑥について未納が生じたとしても不自然ではない。

このほか、申立期間④、⑤及び⑥について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 一方、申立期間③について、申立人の妻に聴取したところ、店舗を任せるとの話があったのでB市に土地及び建物を購入し、昭和60年5月に同市に引っ越ししたが、店舗を任せる約束が駄目になり、申立人は仕事も無く、借金返済等で生活が苦しく、購入した土地及び建物についても手放さざるを得ない状況であったこと等から、申立人が国民年金保険料の免除申請を行い4年ほど続いたとしているところ、同年2月に土地及び建物の売買契約を締結し、その後当該土地及び建物を譲渡していること及び戸籍の附票により申立人の家族は同年5月にB市に転入したことが確認できる上、申立人及びその妻共に、申立期間③直前の同年7月から61年3月までは申請免除期間となっていることが確認でき、申立人の妻の供述と符合している。

また、申立期間③当時の生活状況における申立人の妻の供述は、詳細かつ具体的であり、申立人から土地及び建物を譲渡された知人の供述、申立期間当時の預金通帳の内容等から、申請免除期間となっている昭和60年7月から61年3月までの経済状況と比較して、申立期間③の経済状況が好転した形跡はみられないことから、申立期間③について、免除申請を行わなかったとされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から平成元年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 45 年 1 月から 48 年 1 月まで
② 昭和 50 年 7 月から 53 年 12 月まで
③ 昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月まで

申立期間①及び②については、昭和 45 年※月に結婚し、55 年 6 月まで A 市に住んでいたが、生活が苦しかったころである。私が市役所から送られてきた免除申請書に記入し返送していたので、申立期間①及び②について免除申請を行っていたと思う。

申立期間③については、昭和 60 年 5 月に B 市に住所を移したが、夫は正業に就いていない上、借金があり苦しい時だったので、4 年間ほど夫が免除申請申請を行っていた。社会保険庁の記録によると、免除期間は 60 年 7 月から 61 年 3 月までの期間のみとなっているが、申立期間③が免除期間とされていないのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人が免除申請申請を行ったことを示す関連資料は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年 3 月に夫婦連番で払い出され、同年 2 月から被保険者資格を取得しているが、申立期間①については、申立人の夫は厚生年金保険に加入していることから国民年金の任意加入対象期間となるため、制度上、遡及して被保険者資格を取得することはできず、未加入期間となっていることから、免除申請申請を行うことができない上、仮に、国民年金に加入していたとしても、任意加入期間については免除申請申請を行うことができない。

さらに、申立期間①及び②について、申立人は、市から送付されてきた免除申請書により、申立人の夫の分（申立期間②のみ）と共に免除申請手続を行ったとしているが、申立人の夫は、申立期間②のほとんどの期間について国民年金の未加入期間となっている上、申立人は市に対して免除申請書を請求した記憶も無く、市に確認したところ、免除申請書は被保険者から請求が無い限り郵送することは無かったとしていることから、申立内容に不合理な点がみられる。

加えて、申立期間①及び②について、国民年金保険料の免除申請を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 一方、申立期間③について、申立人は、申立人の夫に店舗を任せるとの話があったのでB市に土地及び建物を購入し、昭和60年5月に同市に引っ越ししたが、店舗を任せるとの約束が駄目になり、申立人の夫は仕事も無く、借金返済等で生活が苦しく、購入した土地及び建物についても手放さざるを得ない状況であったこと等から、申立人の夫が国民年金保険料の免除申請を行い4年ほど続いたとしているところ、同年2月に土地及び建物の売買契約を締結し、その後当該土地及び建物を譲渡していること及び戸籍の附票により申立人の家族は同年5月にB市に転入したことが確認できる上、申立人及びその夫共に、申立期間③直前の同年7月から61年3月までは申請免除期間となっていることが確認でき、申立人の供述と符合している。

また、申立期間③当時の生活状況における申立人の供述は、詳細かつ具体的であり、申立人の夫から土地及び建物を譲渡された知人の供述、申立期間当時の預金通帳の内容等から、申請免除期間となっている昭和60年7月から61年3月までの経済状況と比較して、申立期間③の経済状況が好転した形跡はみられないことから、申立期間③について、免除申請を行わなかったとされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から平成元年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

三重国民年金 事案 661

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から42年3月まで
② 昭和54年1月から同年3月まで

国民年金保険料は、20歳になれば当然納付するものだと思っていたので、夫と共に3か月に一度婦人会の集金により納付しており、国民年金手帳に集金日の印を押してもらっていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の姓で昭和42年11月に払い出されているが、その時点では、申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人は39年4月に国民年金に加入し、申立人及びその夫の分の国民年金保険料を婦人会に納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金への加入手続及び保険料納付状況等について具体的に記憶しておらず、申立期間①について、申立人の婚姻前の姓等により調査しても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間①について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②は3か月と短期間である上、記録上、国民年金保険料の納付を開始した昭和42年4月から申立期間②の直前まで申立人及びその夫共に未納は無く、申立期間②前後の保険料についても現年度納付されていることから、あえて申立期間②のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 662

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 12 月まで

町役場で国民年金の加入手続をした際に国民年金手帳の交付を受けたが、申立期間当時は、町が加入者全員の国民年金手帳を保管し検認していた。申立期間の国民年金保険料は、老人会又は婦人会の役員が集金袋で集めに来ていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の申立期間当時の国民年金保険料の納付方法、当時使用されていた集金袋及び領収書の形式、国民年金手帳の管理方法等についての説明は詳細かつ具体的であり、当時の状況と一致していることが確認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人が申立期間後に資格喪失した理由についても、不自然な点は無く、当該資格喪失手続については、申立人が所持している国民年金手帳及び市が保管している国民年金被保険者名簿の記載状況から判断して、申立人の夫の厚生年金保険への加入に合わせて適切に行われたとみられることから、申立期間の保険料を納付していないにもかかわらず、資格喪失手続を行うのは不自然とも考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 663

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで
国民年金は、地区の集金人が毎月集金に来て納付していた。申立期間のみ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 47 年 2 月の時点は、第 1 回特例納付の実施期間中（昭和 45 年 7 月から 47 年 6 月まで実施）である上、申立人の 45 年 2 月から申立期間直前の 46 年 3 月までの国民年金保険料は納付済みとなっていることから、当該期間の保険料については、時期は特定できないものの、国民年金手帳記号番号が払い出された時点から第 1 回特例納付が実施された 47 年 6 月までの間に特例納付及び過年度納付により遡及^{そきゅう}して納付されたものと推認できる。

さらに、上記納付が行われたと考えられる期間において、申立期間の国民年金保険料については現年度納付（上記納付が行われた時期によっては一部過年度納付）することが可能である上、申立期間直後の昭和 47 年 4 月以降の保険料については現年度納付されていることから、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③から⑥に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間③から⑥に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

一方、申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 7 月 14 日まで
② 昭和 40 年 10 月 6 日から同年 12 月まで
③ 昭和 36 年 7 月 14 日から同年 11 月 27 日まで
④ 昭和 36 年 11 月 27 日から 40 年 1 月 31 日まで
⑤ 昭和 40 年 3 月 24 日から同年 3 月 30 日まで
⑥ 昭和 40 年 5 月 26 日から同年 10 月 6 日まで

申立期間①について、A事業所には昭和 36 年 4 月に入社したはずなのに、厚生年金保険の加入記録は同年 7 月 14 日に資格取得となっており、申立期間②についても、B事業所には昭和 40 年 12 月まで勤務していたはずなのに、厚生年金保険の加入記録は同年 10 月 6 日に資格喪失となっているのは納得がいかない。

また、申立期間③から⑥までについて、B事業所を退職後、約 2 年も経過してから脱退手当金の請求手続をしたとは考えられず、脱退手当金を受け取った記憶も無い。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③から⑥までの脱退手当金については、申立期間⑥の事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 11 か月後の昭和 42 年 9 月 27 日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求

したとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間③から⑥までに係る脱退手当金を受給したとは認められない。

申立期間①について、同僚の供述から、申立人が勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和 36 年 7 月 14 日に資格を取得している同僚二人のうち一人から「私は春ごろに入社した。申立人は私が入社した時期より後に入社したと思う。」と供述しており、また申立人は「一緒に入社した者はいない。」と供述していることから、A事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

また、A事業所は昭和 36 年 12 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

申立期間②について、B事業所は昭和 54 年 7 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、閉鎖登記簿謄本で判明した当時の役員一人に申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会を試みたが、既に他界しており、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間②にB事業所に在籍していた複数の同僚に照会したものの、申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立人のB事業所における雇用保険の加入記録によると、昭和 40 年 5 月 26 日資格取得、同年 10 月 2 日離職となっており、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録とほぼ一致している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和45年2月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月23日から同年3月1日まで

私は昭和42年4月1日にA社D支店に入社し、45年2月26日に結婚を理由に同社D支店から同社C支店に転勤した。その後、同年8月31日に出産のため同社C支店を退職するまで継続勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は、昭和45年2月23日にA社D支店において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年3月1日に同社C支店で資格を取得しているが、雇用保険の記録及び同社が保管している申立人の勤務記録等から判断すると、申立人が同年2月23日に同社D支店から同社C支店に転勤し、申立期間においても継続して勤務しており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店に係る昭和45年3月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

三重厚生年金 事案 494

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和41年1月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月22日から同年2月2日まで

私は昭和40年1月からA社本社に在籍のまま海外の関連会社に出向していたが41年1月14日に帰国し、同年1月21日に同社B工場に転勤した。同社B工場での厚生年金保険は同日付けで資格取得されるはずだが、会社が事務処理ミスをして同年2月2日と届けてしまったらしい。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、事業主が保管している人事記録、申立人が提出した在籍期間証明書及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和41年1月21日にA社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和41年2月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が保管する被保険者資格確認及び標準報酬決定通知書において申立人の資格取得日が昭和41年2月2日と記載されており、事業主は、申立人の申立どおりの届出を行っていないことを認めていることから、事業主が昭和41年2月2日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重国民年金 事案 664

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から48年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年8月から48年8月まで
申立期間の国民年金保険料については、自宅に来た市役所の職員二人に「未納のままだと将来年金がもらえなくなる。」と言われ、納めた時期や誰の分の保険料を納めたのかの明確な記憶は無いが、夫が一括で40万円ぐらい納付した覚えがある。任意加入手続を行った記憶も無いが、申立期間について、未加入で未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年9月26日に払い出されており、同年9月1日にさかのぼって被保険者資格を取得しているが、当該資格取得日は、申立人の所持している3冊の国民年金手帳に記載されている資格取得日とも一致している。

さらに、申立人の夫は、申立期間の大部分を厚生年金保険に加入しているため、当該期間については、申立人は国民年金に任意加入しなければならないが、任意加入対象期間については、加入手続を行った時点（国民年金手帳記号番号が払い出された昭和48年9月の時点）から遡及^{そきゆう}して国民年金に加入することはできない上、申立人及びその夫共に任意加入手続をした記憶は無いとしており、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無く、申立期間については未加入期間となっていることから、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年4月までの期間、41年5月から44年4月までの期間及び52年1月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年4月まで
② 昭和41年5月から44年4月まで
③ 昭和52年1月から同年7月まで

申立期間①、②及び③については、いずれも社会保険から国民健康保険への切替手続で区役所に行った際、その都度、担当職員に国民健康保険と国民年金はセットだから国民健康保険のみでは加入できないと言われ、国民年金と一緒に加入した記憶がある。国民年金保険料は、その場で現金で3か月分を納付して受領証をもらった記憶があり、その後の保険料はどうやって納付したのかははっきりと記憶していないが、定期的に納付していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、国民年金手帳記号番号は平成6年6月に払い出されているが、その時点では、申立期間①、②及び③は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、社会保険庁の記録では、申立期間①、②及び③の国民年金の加入記録は国民年金手帳記号番号が払い出された直後の平成6年6月29日に追加されたものである。このことを前提にすると、同年6月に加入記録が追加されるまでは、申立期間は未加入期間であったことから、国民年金保険料を納付することはできなかったこととなる上、申立人は申立期間当時に現在所持しているものとは別の国民年金手帳を所持していた記憶も無く、申立期間に

ついて、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立期間当時居住していた区に照会したところ、申立人が国民年金に加入した形跡は無い上、国民健康保険の加入と国民年金の加入は併せて行う必要は無く、別々に加入することも可能であったとしていることから、申立内容に不合理な点がみられる。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 666

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から49年2月まで
申立期間当時、私はA県に居住し、大学生であったが、B町（現在は、C市）に転居した時に、申立期間の国民年金保険料は両親が立て替えて納付していたと聞いていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の両親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、それらを行ったとする申立人の両親は他界しているため、国民年金への加入及び保険料納付の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、B町において昭和53年2月に夫婦連番で払い出されているが、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は、申立期間当時大学生であったとしており、C市が保管している国民年金被保険者名簿においても、昭和46年度から49年2月まで（昭和45年度以前は記録されておらず不明）学生と記録されているため、B町では申立人が学生であったことを確認した上で、申立人の国民年金への加入及び国民年金保険料の記録等の管理を行っていた状況がうかがわれる。このため、申立期間は国民年金の任意加入対象期間となり、任意加入対象期間については、加入手続を行ったとされている昭和53年2月の時点から遡及して国民年金に加入することはできず、申立期間は未加入期間となっていることから、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 667

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

国民年金への加入は、昭和49年に私が20歳になる記念にと、母親が手続し、58年3月までの国民年金保険料は、前納により納付されている。

昭和57年11月に結婚したが、結婚後は、年配の女性が集金に来て、私が呉服の仕立代で納付をしていたので、申立期間について、未加入となっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人が所持している国民年金手帳には、昭和58年4月19日に被保険者資格を喪失した旨が記載されているが、申立人は、この時期に資格喪失手続を行った記憶は無いとしているものの、61年4月の第3号被保険者への種別変更手続についての記憶も明確でない上、当該手帳に記載された資格喪失日は、市が保管している国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳（旧台帳）の記録とも一致している。このため、申立期間は国民年金の未加入期間となっていることから、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人には、昭和61年4月の国民年金の第3号被保険者への種別変更に伴い、現在の国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号がいったん払い出された後、1か月余りで取り消されているが、そのことから判断すると、行政側において、その当時申立人は国民年金に未加入であると認識されていたと考えられるため、申立人の現在の国民年金手帳記号番号による国民年金保険料の納付が継続して行われていたとは考え難い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

15歳の時から表具店に弟子入りし、住み込みで勤務していたが、20歳の時に市役所から国民年金の通知が来たので、国民年金への加入を親方と親方の妻に依頼した。国民年金保険料も一緒に払ってもらっていたと思うので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が当時勤めていた店の親方及びその妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書控等)は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、それらを行っていたとする店の親方及びその妻も他界しているため、加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年4月に払い出されているが、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿によると、昭和49年9月に申立人に対し特例納付に係る催告を行った旨の記録があることから、その時点で申立期間の保険料が未納であったと考えられる上、特例納付が行われた形跡も無い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月から47年3月まで
昭和38年4月から父親が経営していた店で働いていたが、その時に母親が自分自身の国民年金の加入手続と一緒に私の分の加入手続も行った。国民年金保険料は、私が結婚するまで支払っていたと聞いている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親は他界しているため、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

また、申立人は、申立人の国民年金への加入手続について、昭和38年4月ごろに申立人の母親が本人の手続と併せて行ったと主張しているが、申立人の母親の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度の準備期間である35年11月に払い出されており、国民年金保険料は36年4月から納付されているものの、その時点では、申立人は20歳未満で国民年金に加入することはできず、申立内容に不合理な点がみられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年7月に夫婦連番で払い出されているが、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 670

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

家業を手伝うため会社を退職し、申立期間当時は両親と一緒に国民年金保険料を納付していた。両親も亡くなり、集金人も亡くなって立証するものは無いが、昭和50年12月2日に母親が特例納付により、それまでの保険料の未納分を一括して納付したと思うので、未納期間があるのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、昭和50年12月2日に、42年10月から43年2月までの期間及び46年3月から48年3月まで期間について、第2回特例納付により国民年金保険料を納付していることが確認できる。しかしながら、第2回特例納付による納付対象期間は36年4月から48年3月までとされているため、申立期間は第2回特例納付による保険料の納付はできない上、特例納付を行った50年12月の時点では、申立期間は時効により保険料を納付できないことから、申立人の母親は、50年12月に申立人の未納分の保険料の納付を行おうとしたものの、申立期間については特例納付及び過年度納付による納付ができなかったものと推認できる。

また、申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月 21 日から 53 年 5 月 2 日まで

A社はB市に本社があったが、私はC町の事業所で勤務していた。昭和53年4月28日に同社が整理されるまで辞めることなく勤務しており、厚生年金保険料を滞納することも無く、国民健康保険に加入したという記憶も無い。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、昭和48年11月26日資格取得、52年8月20日離職となっており、これは社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録と一致している。

また、申立期間のうち昭和52年9月22日以降についてはD社において雇用保険に加入しており、同社の会社設立日と申立人の雇用保険の資格取得日は同日である。

さらに、申立期間について、D社設立当時の事業主及び同僚に照会したところ、「申立人のことは覚えており、当社が設立された昭和52年9月22日から勤務していた。」との回答があったことから、申立人が申立期間当時、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業主は当時の社会保険事務の手續等については記憶しておらず、同僚も申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたか覚えていないと供述している。

また、A社は昭和53年4月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、閉鎖登記簿謄本で判明した当時のほかの役員等関係者に照会したものの、連絡を取ることができず、申立てに係る事実を確認できる供述等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 496（事案 42 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月1日から22年6月1日まで

前回の申立てで申立期間の一部は厚生年金保険被保険者期間と認められたが、私は、A社に継続して勤務しており、前回の申立期間の一部期間だけ認めて、そのほかの期間は認められないとの判断は納得がいかない。今回、新たな資料は無いが上司及び同僚の氏名を思い出したので再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社が保管している人事記録によると、申立人は昭和22年4月に准社員として格付されている（昭和21年1月1日から22年3月31日までは雇員（見習い））が、入格社員とは人事上の身分が異なっており、国民健康保険組合への加入も確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成20年4月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立ての事業所に勤務していた当時の上司及び同僚の氏名を思い出したため、事実関係を再確認してほしいと主張しているが、申立人から氏名の提示があった上司及び同僚に申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、そのうちの一人の同僚から「私は社員となるまで雇員（見習い）であったが、社員となってから厚生年金保険に加入できた。申立人のことは覚えており、昭和22年3月ごろまでは雇員（見習い）であったと思う。」との回答があった上、複数の同僚は、本人が記憶している入社時期より1年ないし2年ぐらい後に同事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは

言えない状況が改めてうかがえる。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 497

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 5 日から 33 年 10 月 19 日まで
年金を受給する 2 年ぐらい前に厚生年金保険の加入記録を調べてもらって脱退手当金が支払われていることを初めて知った。私は会社から脱退手当金について説明を受けたことも無いし、私自身も請求手続をした覚えが無い。脱退手当金の支給日が昭和 33 年 12 月 30 日とのことであるが、官庁は休日であり脱退手当金が支給されているのは納得がいかない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後 4 ページに記載されている申立人以外の女性のうち、脱退手当金の受給資格があり申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 10 月の前後 1 年程度の期間内に資格喪失した者 42 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、34 人に脱退手当金の支給記録があり、うち 31 人について資格喪失日後 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 33 年 12 月 30 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は官庁が休日の日に脱退手当金が支給されていることに納得できないと主張しているが、官庁が休日であっても国庫金の出納事務は可能であることから、このことのみをもって脱退手当金を受給していないこと

をうかがわせるものとは言えないほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 498

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 11 月 5 日から 52 年 9 月 28 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していない旨の回答をもらったが、私はA社に勤務し、申立期間に健康保険証を使用した記憶もある。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和 63 年 11 月 1 日であり、申立期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況及び健康保険の適用についてA社に照会したところ、「申立期間は、当社が厚生年金保険の適用事業所となる前のため、給与から厚生年金保険料の控除は行っていない。また、健康保険については、B国民健康保険組合において国民健康保険に加入させていた。」との回答があった。

さらに、申立人が申立期間におけるA社の同僚であると主張している者に照会を試みたものの、連絡が取れず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 499

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 34 年 3 月まで

A社に勤務しており、勤務時間は朝8時から夕方5時で日曜日は休日であった。従業員全員での旅行やレクリエーション等で松茸狩りにもよく参加をしていた。大型災害による浸水のため証拠となるものは何も残っていないが、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和 37 年 6 月 1 日であり、申立期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票について、資格取得日順に健康保険整理番号※番から※番までの被保険者の資格取得日を見ても、いずれも昭和 37 年 6 月 1 日以降となっており、申立人の被保険者原票は無い。

さらに、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A社の後継事業所であるB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶しておらず、連絡先も不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 500

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月14日から同年9月14日まで
昭和17年4月からA事業所(現在は、B事業所)に勤務していたが、海軍に志願したために同事業所を退職した。ねんきん特別便には、同事業所の資格喪失日が19年8月14日となっているが9月に退職した記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB事業所に照会したところ、「申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格喪失に関する届出を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付していない。」との回答があり、同事業所が保管している工員名簿の写しによると、雇入れ昭和17年6月10日、解雇19年8月13日となっており、これは社会保険庁が保管している同事業所の厚生年金保険被保険者台帳及び社会保険事務所が保管している同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致する。

また、申立期間にA事業所において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、いずれも申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。